

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

| | | | |
|---------------|---|-----------------|-------|
| 処分の内容 | 清算金の徴収 | | |
| 根拠法令 及び条項 | 土地改良法 第108条第1項及び第2項 | | |
| 処分基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （清算金） 第百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。 | | |
| 処分基準 設定年月日 | 令和6年2月5日 | 処分基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 環境経済部 農政課 | | |
| 備考 | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。